

安中市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市営高梨子土地改良事業の施行に伴い、本市区域内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する換地処分公告のあった翌日から生ずる。

平成19年10月2日

安中市長 岡田 義



変 更 調 書

大 字	字	地 番
松井田町 高 梨 子	柳下	454の1、454の2から454の4の各一部、455の1、455の2の一部、456の2の一部、456の4、457の1の一部、457の3の一部、458の2の一部、458の4の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部及び、字柳下466の2に隣接する水路等の国有地の一部を含む。）を安中市松井田町字呼坂に変更する。

大 字	字	地 番
松井田町 高 梨 子	呼坂	263の3の一部、272の1、274の一部、1649の1の一部、1649の2の一部
	柳下	442の一部、443の一部、450の一部、451の1の一部、451の2、451の3の一部、451の4、452の1、452の2、453、454の2の一部、454の4の一部、457の1の一部、457の3の一部、458、458の2の一部、458の4の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を安中市松井田町字日向に変更する。

大 字	字	地 番
松井田町 高 梨 子	柳下	419の一部
	行庵	1345の1、1345の2、1346から1350まで

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部）を安中市松井田町高梨子字森下に変更する。

大 字	字	地 番
松井田町 高 梨 子	日向	296の1の一部、296の2の一部
	春日沖	468の1、乙468、468の3、468の4、469の5
	八木田	1034の1、1035の1、1036の1、1036の2、1037の1、1037の2、1038の1、1038の2
	呼坂	1649の6の一部、1649の8の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び字日向296の1に隣接する水路等である国有地の全部）を安中市松井田町高梨子字柳下に変更する。